

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 25 日現在

機関番号：37111

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370274

研究課題名(和文) 伝統と個人のオリジナリティ：文学的所有権の意識とオリジナリティの諸相

研究課題名(英文) The Sense of Literary Property and Various Aspects of Originality

研究代表者

園田 暁子 (Sonoda, Akiko)

福岡大学・人文学部・教授

研究者番号：00434564

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「オリジナリティ」という概念が、著作権法によって著作物として保護されるために最低限満たすべき要件であると同時に、文学者たちを創作へと向かわせる、より高次の野心的な意識も表すことに着目し、17世紀から20世紀のイギリス、アメリカ、カナダにおける著作権法におけるオリジナリティの概念を明らかにするとともに、文学者たちが「伝統」と「オリジナリティ」という概念がどのように捉えられていたかを作品や文学論、新聞・雑誌記事などをもとに調査・研究を行った。

研究成果の概要(英文)：“Originality” is a key concept both in the copyright law and in literary creativity. It is a basic requirement for a work to be protected by copyright law, but, on the other hand, to create original works which have never been written before is the highest ambition of authors. In this research, I trace how “originality” has been treated and incorporated in copyright laws in the United Kingdom, the United States and Canada. Through the analysis of literary works as well as articles and essays published in newspapers and periodicals, I also look into what “originality” meant for authors from the 17th to the 20th centuries, how they understood “originality” in relation to “tradition.”

研究分野：英文学

キーワード：著作権 オリジナリティ イギリス文学 アメリカ文学 文学論

1. 研究開始当初の背景

今日のイギリスの著作権法は、保護対象とする作品は「オリジナル」なものと規定し、著作物が最低限満たすべき条件としている。ここで「オリジナル」という言葉が指すのは、ある作品がある個人によって生み出されたというしるしであり、それまでなされていないことをなし遂げていることを意味するわけではない。一方、この「オリジナル」という概念は、文学者が創作に向かう意識の中で、より高次の、そして野心的な意識も表す。このようにオリジナリティという概念は、それが意味する範囲の広さゆえに、定義することは容易ではない概念である。

この点に着目し、立ち止まって考えると定義することが難しい「オリジナリティ」という概念の時代における変遷と、文学者たちの意識の変遷との関係を明らかにすることは、文学作品とそれを保護する法律の関係を見直す一つの有効な方法であると考えたことが本研究の着想につながった。

2. 研究の目的

本研究では、「伝統」と「オリジナリティ」という概念に着目し、17世紀から20世紀のイギリス、アメリカ、カナダの文学者にとって、「伝統」が何を指し、何を意味したのか、また、彼らが「伝統」に対し、個人の「オリジナリティ」をどのように位置づけていたのかを明らかにすることを目指した。創作原理において「オリジナル」さが持った意味の特質の、時代における変遷と、それぞれの時代に法的に求められた「オリジナル」さとの関係を明らかにすることも目的とした。

3. 研究の方法

3年間の研究期間中のそれぞれの年度に、十七世紀から十八世紀、十八世紀末から十九世紀前半、十九世紀後半から二十世紀というように、主に扱う時代を割り当て、それぞれの時代における著作権保護にあり方について調査・研究を行った。

より具体的には、Primary Sources on Copyright 1450-1900などのウェブサイトで見られる法律文書や法律の制定や改正に向けての議論を記録した文書と著作権法についての研究書をもとに、法制定の過程について把握した。また、イギリス、ロンドンのブリティッシュ・ライブラリーで見られる各時代の新聞、雑誌などの定期刊行物に掲載された、オリジナリティを巡る言説を調査した。

また、研究を進める中で、当初予想していたよりも、特徴的な事例を詳しく調査し、考察するケーススタディが有効であることがわかったため、いくつかのケーススタディを中心に研究を進めていった。一例を挙げれば、英米両国の関係において「伝統」と「オリジナリティ」について検討するために、サムエル・テイラー・コウルリッジの思想と作品

が、アメリカのヘンリー・ディヴィッド・ソローに与えた影響と、両者のオリジナリティについての研究を行った。

4. 研究成果

十八世紀から十九世紀前半にかけてのイギリスにおいて「伝統」と「オリジナリティ」の概念・感覚は、1710年の著作権法の制定に伴い、大きく変化したのではないかと仮説のもとに研究を行った。著作権法の施行以前は、作品の所有権は著作者ではなく、出版者のギルドであるステーションャーズ・カンパニーのメンバーのみが永遠の権利として持っていたが、1710年以降は、14年もしくは28年と期限付きではあったものの著作者にその所有権が認められることとなった。これに伴い、文学者たちの、自らの作品に対する所有権意識の芽生えがみられることが予想された。ジョナサン・スウィフト、アレキサンダー・ポープ、サムエル・ジョンソン、エドワード・ヤングらの作品、文学論、そして、当時の定期刊行物に掲載された批評などを調査した結果、「伝統」と結びつけられる共有財産としての側面と、個人の才能や「オリジナリティ」と結びつく私有財産としての側面のうち、後者を重視する傾向がみられるようになったことが確認できた。また、スウィフト、ポープの作品については、そのパロディなど二次利用問題についても目を向けることで、さらに当時の文学作品の生産・消費の実態に迫ることができることが分かった。

また、十九世紀のアメリカにおいて、イギリスの作品は、学ぶべきものであると同時にそれと決別すべきものであった。言い換えれば、イギリスの作品は、「伝統」を体現するものととらえられていた。英米の文学的關係を見るうえで、イギリスのロマン派の詩人たちとアメリカのトランセンデンタリストたちの関係は重要であり、すでに多くの研究がなされているが、コウルリッジの『生命論 (Hints towards the Formation of a more Comprehensive Theory of Life, 1818)』における議論が、ソローの晩年のエッセイ「歩く ("Walking")」に影響を与えていることは着目されていなかった。特に、当時、ドイツのアレクサンダー・フォン・フンボルトの地磁気の強さと方向における、時間的・地理的変動についての新発見が、コウルリッジとソローのそれらの作品に表明された思考や自然観の形成に与えた影響は大きいことが、研究の結果わかった。そこで、フンボルトからコウルリッジへの影響、そして、フンボルトとコウルリッジのソローへの影響について分析を行い、コウルリッジとソローが、自分のオリジナリティをどのように発揮しようとしたか、また、他者の作品やそれらから得た知見を利用しているかを検討した。この成果の一部は、*Poetica* に収録の "Walking and Contemplating in the Magnetic Field: Thoreau's 'Walking' and Coleridge's

Polar Logic”としてまとめている。

さらに、他者の作品を引用等の形で利用する際の問題点について検討するために、コウルリッジの『省察への導き (*Aids to Reflection*, 1825)』を題材にケーススタディを行った。十七世紀の聖職者である、ロバート・レイトンが残した言葉(アフォリズム)の選集を作りたいというコウルリッジの希望から生まれた本書の編集過程と、様々な版について調査することは、当時の著作権が何を保護し、何を保護していなかったかを知る手がかりとなるとともに、当時の知的所有権を巡る意識の特質を知る手がかりともなる。

当初は、レイトンのアフォリズムの選集を編み、それにコメントを付すというアイデアから生まれたこの作品であったが、最終的には、レイトンに加え、彼と同時代の神学者のジェレミー・テイラーやヘンリー・モア、そしてコウルリッジ自身によるアフォリズムも収録されることとなった。また、それと同時に、コウルリッジのコメントが増大し、結果として、『省察への導き』は、コウルリッジの著作となった。

本書の編集・出版の背景にある、コウルリッジの知識の共有とその利用についての意識を、当時の文学作品に関する著作権法と文化的背景の中でとらえることを目指して、調査・研究を行った。というのも、本書は、1825年におけるイギリスでの出版後、4年後にはヴァーモント大学の若き学長であるジェームズ・マーシュによりアメリカ版が出版されて版を重ね、アメリカにおいてもマーシュに加えて、マクヴィカーによる版、そしてイギリスにおいては、コウルリッジの娘サラと夫のヘンリー・ネルソン・コウルリッジの編集による版が出版されるというように、様々な版を通じて多くの読者を獲得した作品である。本書を通じて、一同に集められた先人の言葉は「伝統」を表し、それに対し、自らの見解を展開するコウルリッジ、そしてそれに前文や解説文を付すマーシュ、マクヴィカー、ヘンリー・ネルソン・コウルリッジはそれぞれにその「伝統」に新たなもの、すなわち、オリジナルなものに加え、結果として、その本が示す「伝統」の一部となっていく。これこそが、コウルリッジが理想とした「伝統」と個人の「オリジナリティ」の関係であると考えられる。

十九世紀には、十八世紀と比べても、さらに進んで、文学作品というものは、個人の所有物であるとの意識がより強くなっていた。コウルリッジの友人でもあった、ウィリアム・ワーズワースやロバート・サウジーは、自らの著作権を一括で売ってしまわずに、出版の際には、一定の部数を発行することを出版者に許可する方法を好んだが、コウルリッジは、作品は共有の財産であり、「オリジナリティ」を持った文化的財産と言えるような作品は、文化的に共有財産となつてこそ本来の力を発揮すると考えていた。そのような、

コウルリッジの基本姿勢が、『省察への導き』においても色濃く反映されていることがわかった。この研究の成果については、2017年度秋に発行予定の共著において出版される予定である。

本研究を通じて、引用が法律、そして、実務においてどのように保護されるようになったのか、また、劇化、翻案、翻訳などの作品の二次利用において、法律的に、また、文学的にオリジナリティはどのように理解されてきたのかについての研究は意義あるものであることがわかり、次の段階の研究につながるテーマも見つかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

Akiko Sonoda, “Walking and Contemplating in the Magnetic Field: Thoreau’s ‘Walking’ and Coleridge’s Polar Logic.” *Poetica: An International Journal of Linguistic Literary Studies*, 査読有、85巻、2016年、pp.115-127

Akiko Sonoda, “ Silence in Wordsworth’s *The Last of the Flock*. ” 『福岡大学人文論叢』、査読無、第47巻第4号(通巻第187号)、2016年、pp.1151-60

Akiko Sonoda, “ Why Dickens Resumed his Association with American Publishers in 1851 ”、*Nagoya University Journal of the School of Letters*, 査読無、11巻、2015年、pp.29-34

〔学会発表〕(計2件)

— 園田 暁子、Coleridge と Thoreau についてのウォーキング、第41回イギリス・ロマン派学会全国大会、2015年10月17日、奈良教育大学(奈良県・奈良市)

— Akiko Sonoda、Silence in Wordsworth’s Narrative Poems in the Lyrical Ballads、Silence: 2nd International Conference on Narrative、2014年12月20日、名古屋大学(愛知県・名古屋市)

〔図書〕(計2件)

— 園田 暁子、「響きあう省察 『省察への導き』の出版に見る読者と編集者の対話」、『ロマン主義の価値を問う コウルリッジの思想と文学を軸に(仮)』、東京大学出版会、大石和欣編、2017年(刊行予定、原稿提出済み)、ページ未定。

- 園田 暁子、音羽書房鶴見書店、「十九世紀の英米での『海賊版』」、「読者ネットワークの拡大と文学環境の変化 十九世紀以降にみる英米出版事情」、小林英美、中垣恒太郎編、2017年、pp.98-103

6. 研究組織

(1) 研究代表者

園田 暁子 (SONODA, Akiko)

福岡大学・人文学部・教授

研究者番号：00434564